

議案第69号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の220」を「6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第2条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(審議資料)

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、特別職の期末手当について所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・ 期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる（年間4.40月→4.50月）

	6月期	12月期
5年度	2.20月	<u>2.30月</u> （現行 <u>2.20月</u> ）
6年度以降	<u>2.25月</u>	<u>2.25月</u>